

香芝市告示第 8 号

振動規制法施行規則（昭和 51 年総理府令第 58 号）別表第 1 の付表第 1 号の規定により市長が指定する区域を次のとおり定め、令和 2 年 1 月 10 日から適用します。

付表第 1 号のイに該当する区域	令和 2 年告示第 6 号に規定する第一種区域
付表第 1 号のロに該当する区域	
付表第 1 号のハに該当する区域	令和 2 年告示第 6 号に規定する第二種区域のうち近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
付表第 1 号のニに該当する区域	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 80 メートルの区域内